

## 5. 試合参加届・合宿届・学内集会届

課外活動は学内だけのものや、学外に及ぶものまで団体の特性や活動範囲によって異なっています。しかし、どのような団体においても活動内容を示した書類を学生部や関係部課室に届出なければなりません。なお、原則として開催予定の1週間前までに提出してください。

### (1) 試合（遠征含む）に参加する場合

試合に参加する場合は、「試合参加届」を学生部に、開催予定の1週間前までに提出してください。なお、宿泊を要する時は、「合宿（遠征）・旅行届」と「参加者名簿」も2部ずつ提出が必要です。一部の部員だけが学外に遠征に行く場合も提出が必要です。また、必要に応じて「参加同意書」を添付してください。

試合結果は学生部のアドレス [konansports@adm.konan-u.ac.jp](mailto:konansports@adm.konan-u.ac.jp)に送信してください。

### (2) 合宿を行う場合

宿泊を伴う合宿を行う場合は、「合宿（遠征）・旅行届」と「参加者名簿」を2部ずつ提出してください。（日帰りの場合は1部）。未提出の場合、保険の対象になりません。開催予定の1週間前までに提出してください。

また、貸切バス等で大学および大学近辺より出発する場合は、「車両入講・駐車場使用申請書」の提出も必要です。使用予定日の5日前までに学生部に提出してください。

### (3) 学内（学外）で催し物を開催する場合

学内・学外での演奏会や発表会、講習会等を行う場合は「学内集会届・学外集会届・行事等開催届」を提出してください。催しの内容が記載されたパンフレットやチラシがあれば2部以上添付してください。また、甲友会館やiCommonsを使用する場合は、「甲友会館・iCommons エリア開錠願」、宿泊を伴う場合は「合宿（遠征）・旅行届」の提出も必要です。開催予定の1週間前までに提出してください。

さらに、備品の貸し出しには「備品借用願」、車両の乗り入れには「車両入講・駐車場使用申請書」の提出も必要です。使用予定日の5日前までに学生部に提出してください。

## 6. チラシ・ポスター・看板の配布、掲出

印刷物を発行または配布しようとするときは、実物1部に「印刷物発行・配布届」を添えて学生部に提出してください。ポスターや看板の掲出を希望する場合は、事前に学生部に申し出て「掲示届」を提出してください。1回の申し込みで10日間掲示できますが、継続を希望する場合は、更新手続きが必要になります。ただし、大学祭期間中は、自治会の許可が必要になります。

また、横断幕や垂幕の掲揚を希望する場合は、「垂幕・横断幕掲揚願」を掲揚の1週間前までに学生部に提出してください。掲揚の期間は原則7日間です。